毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

規　則

○秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則（七七・医務薬事課）……1

告　示

○保安林の指定解除予定通知（八八六・森林整備課）……1
○争議行為の予告（八八七・労働政策課）……1
○道路区域の変更及び供用開始（八八八・道路環境課）……2
○宅地建物取引業法による公開による聴聞（八八九・建築住宅課）……2
○建築基準法による道路位置の指定（八九〇・山本地域振興局建設部）……2
○建築基準法による道路位置の指定（八九一・平鹿地域振興局建設部）……3

公　告

○秋田県地方労働委員会補欠委員候補者の推薦（労働政策課）……3
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）五件……4
○特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）……7

規　則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第七十七号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則（昭和四十六年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「年一・三パーセント」を「年一・五パーセント」に改める。

附　則

1　この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

2　この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

告　示

秋田県告示第八百六十六号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　解除予定保安林の所在場所

平鹿郡雄物川町大沢字大槻沢四の一・八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに平鹿郡雄物川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第八百八十七号

平成十五年十月二十二日中通病院労働組合執行委員長草皆千枝子から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　事件

(一)　一時金に関すること。

(二)　職員増員に関すること。

(三)　労働条件の改善に関すること。

二　日時

平成十五年十一月七日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三　場所

秋田市中通五丁目九番二十二号	医療法人明和会本部
秋田市南通みその町三番十五号	中通総合病院
秋田市中通六丁目一番五十八号	中通リハビリテーション病院及び中通歯科診療所
秋田市土崎港北六丁目一番五号	港北中通診療所
秋田市南通みその町四番十七号	中通健康クリニック
秋田市仁井田潟中町二番四十一号	ふき健診クリニック
秋田市中通六丁目十四番十八号	南通訪問看護ステーション及び南通在宅介護支援センター
秋田市土崎港北三丁目十一番七号	港北訪問看護ステーション
秋田市仁井田新田三丁目一番十五号	仁井田訪問看護ステーション
秋田市新屋勝平三番二十一号	割山訪問看護ステーション
秋田市手形十七流十番十一号	手形訪問看護ステーション
秋田市楢山登町三番十八号	中通高等看護学院
大曲市上栄町四番三号	大曲中通病院
大曲市上栄町一番九号	大曲中通歯科診療所
大曲市栄町十三番六十三号	大曲訪問看護ステーション
大曲市日の出町二丁目三番二十七号	大曲みなみクリニック

四　概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第八百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道		旧	大曲田沢湖線	仙北郡中仙町豊岡字新田一四五番一地先から一六〇番一地先まで	四・〇〇～五・〇〇	〇・〇六〇
		新	大曲田沢湖線	〃	五・〇〇～七・〇〇	〇・〇六〇

二　供用開始の期日　平成十五年十月三十一日

三　道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路環境課

(二)　期間　平成十五年十月三十一日から同年十一月十三日まで

秋田県告示第八百八十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　聴聞の日時　平成十五年十一月十九日　午前十時

二　聴聞の場所　秋田市山王三丁目一番一号　県庁第二庁舎第三十四会議室

三　被聴聞者の住所及び氏名

(一)　住所　秋田市横森二丁目十七ノ十七

(二)　氏名　有限会社プランド・創　代表取締役　栄　田　寿

宅地建物取引主任者　栄　田　寿

秋田県告示第八百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道

路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
大館市豊町四番四十二号 株式会社　越國商舗 代表取締役　越　後　国　行	山本郡二ツ井町字下野十番の内及び十三番九の内並びに十四番一の内	九十五・三〇メートル	六・〇〇メートル	平成十五年十月二十二日

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県告示第八百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
横手市金沢中野字西法寺五番地二十三 久　米　勝　広	横手市金沢中野字西法寺四百五十四番地の内、四百五十九番地三	三五・〇〇メートル	四・二〇メートル	平成十五年十月二十二日

公　告

第三十五期秋田県地方労働委員会の労働者委員菅谷理一及び同委員芳浦修が辞意するので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり秋田県地方労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦を求める。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　推薦対象

第三十五期秋田県地方労働委員会の労働者委員　二名

二　推薦資格

秋田県の区域内のみに組織を有する労働組合

三　被推薦者となることができない者

(一)　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の十二第四項において準用する同法第十九条の四第一項の規定に該当する者

(二)　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第六条その他の法令の規定により、地方労働委員会の委員との兼職を禁止されている者

四　推薦期間

平成十五年十月三十一日から同年十一月二十日まで

五　その他

関係書類、手続その他不明の点は、産業経済労働部労働政策課（電話〇一八―八六〇―二三〇一）へ問い合わせること。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

㈠　購入物品名及び数量

凍結粉砕機　一式

㈡　購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

㈢　納入期限

平成十六年一月十六日（金）

㈣　納入場所

秋田県工業技術センター

二　入札に参加する者に必要な資格

㈠　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

㈡　秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

㈢　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

㈠　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

㈡　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月三十一日（金）から同年十一月十日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月十七日（月）午後二時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

㈠　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

㈡　入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

㈢　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

㈣　提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

㈤　その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

㈠　購入物品名及び数量

管状炉　一式

㈡　購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

㈢　納入期限

平成十六年二月十三日（金）

㈣　納入場所

秋田県工業技術センター

二　入札に参加する者に必要な資格

㈠　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

㈡　秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

㈢　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

㈠　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

㈡　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月三十一日（金）から同年十一月十日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月十七日（月）午後二時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

㈠　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

㈡　入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

㈢　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

㈣　提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

㈤　その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

㈠　購入物品名及び数量

ガス連続自動フライヤー　一台

㈡　購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

㈢　納入期限

平成十五年十二月二十六日（金）

㈣　納入場所

秋田県心身障害者コロニー

二　入札に参加する者に必要な資格

㈠　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

㈡　秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

㈢　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

㈠　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

㈡　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月三十一日（金）から同年十一月十日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月十七日（月）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

㈠　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価契約とする。）

一種一号重油　十二万九千五百六十リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十六年三月三十一日（水）まで

(四) 納入場所

秋田県庁舎

二　入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月三十一日（金）から同年十一月十日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月十七日（月）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価契約とする。）

一号灯油　四万九千六百八十リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十六年三月三十一日（水）まで

(四) 納入場所

秋田県議会棟

二　入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月三十一日（金）から同年十一月十日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月十七日（月）午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一 (一) 落札に係る物品の名称及び数量

胃部撮影検診車　一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十五年九月十一日

(四) 落札者の名称及び住所

株式会社大塚商店　秋田市保戸野中町一―十七

(五) 落札金額

五千八百七十四万七千五百円

(六) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日

平成十五年七月二十五日

二 (一) 落札に係る物品の名称及び数量

胸部X線撮影検診車　一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十五年九月十一日

(四) 落札者の名称及び住所
株式会社日立メディコ秋田営業所　秋田市八橋南二丁目十―十六
(五) 落札金額
三千七百五十九万円
(六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年七月二十五日

三(一) 落札に係る物品の名称及び数量
乳房検診車　一台
(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号
(三) 落札者を決定した日
平成十五年九月十一日
(四) 落札者の名称及び住所
株式会社大塚商店　秋田市保戸野中町一―十七
(五) 落札金額
五千七百七十五万円
(六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年七月二十五日

四(一) 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ　百三十四台
(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号
(三) 落札者を決定した日
平成十五年十月三日
(四) 落札者の名称及び住所
株式会社アイシーエス秋田支店　秋田市山王三丁目一―十三
(五) 落札金額
一千九百二十四万六千五百円
(六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
(七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十五年九月二日

正誤

平成十五年十月十七日付け秋田県公報第千五百十四号掲載の秋田県告示（字の区域の変更）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
二	上	後ろから十～九	国有地の全部	国有地の一部

平成十五年十月十七日付け秋田県公報第千五百十四号掲載の秋田県告示の目次欄中

（印刷誤り）

一	上	後ろから八	農林整備課	農林政策課

平成十五年九月四日（号外第一号）掲載の秋田県告示第七百三号（共同漁業、区画漁業及び定置漁業の免許の内容たるべき事項等）

（原稿誤り）

二ページ上段三行目から二十行目まで

（誤）

次の基点第十五号、ア、イ、ウ及び基点第二号の各点を順次に結んだ線と基点第十五号から基点第二号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線とエからコに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第十五号　山本郡八森町と同郡峰浜村との境に設置した標柱

ア　基点第十五号から二七〇度一六分四、〇〇〇メートルの点

イ　能代市と山本郡八竜町との境に設置した標柱から二八二度一六分四、〇〇〇メートルの点

ウ　基点第二号から二九二度五九分四、〇〇〇メートルの点

エ　米代川河口左岸に設置した標柱

オ　エの点から二八二度〇〇分一、九八〇メートルの点

カ　キの点から三六度〇〇分二、二四〇メートルの点

キ　クの点から一〇二度〇〇分一、三〇〇メートルの点
ク　ケの点から一三度三〇分二、五六五メートルの点
ケ　コの点から二八二度〇〇分四、二六〇メートルの点
コ　サの点から一九二度三〇分二、四二〇メートルの点
サ　エの点から南へ海岸線に沿って三、〇六〇メートルの点
基点第二号　山本郡八竜町と南秋田郡若美町との境に設置した標柱

（正）

次の基点第十五号、ア、イ、ウ、エ及び基点第二号の各点を順次に結んだ線と基点第十五号から基点第二号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線とオからサに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点第十五号　山本郡八森町と同郡峰浜村との境に設置した標柱
ア　基点第十五号から二七〇度一六分四、〇〇〇メートルの点
イ　山本郡峰浜村と能代市との境に設置した標柱から二七〇度一六分四、〇〇〇メートルの点
ウ　能代市と山本郡八竜町との境に設置した標柱から二八二度一六分四、〇〇〇メートルの点
エ　基点第二号から二九二度五九分四、〇〇〇メートルの点
オ　米代川河口左岸に設置した標柱
カ　オの点から二八二度〇〇分一、九八〇メートルの点
キ　クの点から三六度〇〇分二、二四〇メートルの点
ク　ケの点から一〇二度〇〇分一、三〇〇メートルの点
ケ　コの点から一三度三〇分二、五六五メートルの点
コ　サの点から二八二度〇〇分四、二六〇メートルの点
サ　シの点から一九二度三〇分二、四二〇メートルの点
シ　オの点から南へ海岸線に沿って三、〇六〇メートルの点
基点第二号　山本郡八竜町と南秋田郡若美町との境に設置した標柱

七ページ下段七行目
（誤）　基点第十一号
（正）　基点第八号

七ページ下段十行目
（誤）　基点第八号
（正）　基点第五号

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%